

改正案	現行
<p>別紙1 無線局の局種別審査基準（第4条関係）</p> <p>第1～第20 （略）</p> <p>第21 実験試験局</p> <p>実験試験局（船舶用レーダー、空港監視レーダー（ASR）、航空路監視レーダー（ARSR）、二次監視レーダー（SSR）装置を使用する実験試験局、及び固定衛星業務を行う電気通信業務用人工衛星局、又は地球局と同一の周波数の電波を使用する実験試験局を除く。）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 電波の型式、周波数、占有周波数帯幅の許容値及び空中線電力は、別表1（第9号の3を除く。）に定める範囲内のものであること。</p> <p>(1) 電波の型式及び周波数は、変調方式、変調信号及び測定方式を考慮し、申請者の希望する範囲内で選定すること。</p> <p><u>(2) 特定実験試験局であって、その局を開設しようとする地域及び周辺の地域に、現にその局が希望する周波数と同一の周波数を使用する他の無線局が開設されており、当該既設の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある場合であって、無線局根本基準第6条第2項の措置（同項に規定する調整を除く。）がとられていることの審査は、当該措置を実施した都道府県知事又は市区町村長等が当該特定実験試験局の運用に同意する旨を書面その他必要な資料で確認することにより行うものとする。</u></p> <p>(3) 占有周波数帯幅の許容値の選定は、第1の2(3)の基準により行うこと。</p> <p>(4) 空中線電力の選定は、固定するものについては第1の2(4)、移動するものについては第3の13の基準を準用して行うこと。この場合、当該無線局の開設の目的を達成するのに必要最小限のものであること。</p> <p>5 （略）</p> <p>第22～第25 （略）</p>	<p>別紙1 無線局の局種別審査基準（第4条関係）</p> <p>第1～第20 （略）</p> <p>第21 実験試験局</p> <p>実験試験局（船舶用レーダー、空港監視レーダー（ASR）、航空路監視レーダー（ARSR）、二次監視レーダー（SSR）装置を使用する実験試験局、及び固定衛星業務を行う電気通信業務用人工衛星局、又は地球局と同一の周波数の電波を使用する実験試験局を除く。）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 電波の型式、周波数、占有周波数帯幅の許容値及び空中線電力は、別表1（第9号の3を除く。）に定める範囲内のものであること。</p> <p>(1) 電波の型式及び周波数は、変調方式、変調信号及び測定方式を考慮し、申請者の希望する範囲内で選定すること。</p> <p>(2) 占有周波数帯幅の許容値の選定は、第1の2(3)の基準により行うこと。</p> <p>(3) 空中線電力の選定は、固定するものについては第1の2(4)、移動するものについては第3の13の基準を準用して行うこと。この場合、当該無線局の開設の目的を達成するのに必要最小限のものであること。</p> <p>5 （略）</p> <p>第22～第25 （略）</p>